

平成十八年十月十日受領
答弁 第二五号

内閣衆質一六五第二五号

平成十八年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「三島返還論」についての外務報道官の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出 「三島返還論」 についての外務報道官の発言に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省として、北方領土問題に関し日露両国が共に受け入れられる解決策を見いだすための努力を行う必要がある旨の麻生太郎外務大臣の発言を含む御指摘のインタビューの概要を作成している。

三について

御指摘の坂場三男外務報道官の発言は、記者の質問で言及された北方領土問題の解決策に係る理論的可能性に関し、麻生太郎外務大臣が、例示の一つとして言及したものではないかと説明したものである。

四及び五について

我が国とロシア連邦は、従来から、北方領土問題に関し、両国が共に受け入れられる解決策を見いだすための努力を行うことで一致している。政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して、ロシア連邦との間で平和条約を締結する考えである。お尋ねの「三島解決案」については、一般的に確立した定義があるとは承知していないが、いずれにせよ、御指摘の坂場三男外務報道官の発言は、御指摘の麻生太郎外務大臣の発言の趣旨が、かかる従来の政府の方針を踏まえたものであり、外務省にお

いてお尋ねのような検討が行われていることはないとの趣旨を説明したものである。